

「第5次さむかわ男女共同参画プラン」の策定について

1 経過

平成11年6月に「男女共同参画基本法」が施行され、寒川町においても男女共同参画社会の形成に向けて基本的な計画を策定しようと「さむかわ男女共同参画プラン策定委員会を設置し、趣旨に沿った「さむかわ男女共同参画プラン」を平成12年3月に策定しました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」「男女雇用機会均等法」の制定や改正、神奈川県でも「男女共同参画推進条例」が制定されるなど、法制の整備が進み、こうした国や県の動向を踏まえ「第二次さむかわ男女共同参画プラン」「第3次さむかわ男女共同参画プラン」「第4次さむかわ男女共同参画プラン」と改定し、様々な取組みを行ってきました。

「さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成12～17年度 6年

「第二次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成18～22年度 5年

「第3次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成23～27年度 5年

「第4次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成28～令和2年度 5年

「男女共同参画社会基本法」抜粋

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

2 現状及び第5次プラン策定の趣旨

町が男女共同参画プランを策定してから21年目を迎え、様々な場面で女性が活躍されておりますが第4次さむかわ男女共同参画プランの実施計画に位置付けた41事業の実績では政策や方針決定過程への女性の参画、女性の活躍のための支援、異性に対する暴力の根絶、さまざまな場における意識づくりの推進などの取り組みは十分とはいえない状況にあります。

また、計画の進行管理にあたり、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に各年度の事業に進捗情報を報告し、委員の皆さまに4つの基本目標ごと評価をしていただいておりますが、それぞれ事業内容の充実・強化や見直し、継続的な取組みが求められております。

さらに平成27年9月には女性の職業生活における活躍の促進に関する法律（女性活躍推進法）が施行され、地方公共団体は女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」の策定が努力義務となっており、男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能であります。こうした状況から、現プランを改定して第5次プランを策定し、男女共同参画社会実現に向けて継続的な取組みを進める必要があると考えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 抜粋

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、それを公表しなければならない。

3 第5次プランについて

平成30年に改定された「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」や国の「第4次男女共同参画基本計画」に留意しつつ、「第4次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動き、男女共同参画社会に関する町民アンケート結果を踏まえ、町の現状に対するプランに改定します。

計画期間：実施期間は令和3年度～令和6年度までの4カ年

実施計画（具体的な取組み）につきましても令和3年～6年度までの4年、次期総合計画の計画期間に合わせて策定します。

